

令和元年度伯耆町ケーブルテレビネットワーク光化促進事業整備工事（幹線）
条件付一般競争入札実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、令和元年度伯耆町ケーブルテレビネットワーク光化促進事業整備工事（幹線）の入札において、受注意欲のある業者の入札参加への機会を確保するとともに、透明性及び公平性並びに競争性を高めるため、条件付一般競争入札（以下「条件付入札」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 条件付入札の対象工事は、令和元年度伯耆町ケーブルテレビネットワーク光化促進事業整備工事（幹線）（以下「本工事」という。）とする。

（入札参加資格）

第3条 条件付入札に参加できる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・令和2年度の指名願い（建設）を伯耆町に提出している業者であること。
- (3) 伯耆町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱及び鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できる者であること。
- (5) 建設業法第3条第1校に規定する本社（本店）、支店（支社）または営業所を中国5県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）のいずれかに有すること。
- (6) 入札公告に定める施工実績を有する者であること。
- (7) その他入札公告に定める条件を満たす者であること。

（入札の公告）

第4条 条件付入札を実施する場合は、本工事に係る工事名、工事場所、工事概要、工事期限、入札参加資格要件等を公告するものとする。

2 公告は、伯耆町ホームページ及び伯耆町役所本庁舎企画課に掲示するものとする。

（設計図書の配布等）

第5条 条件付入札に参加しようとする者は、伯耆町ホームページに掲示する設計図書をダウンロードにより取得するものとする。ただし、その取得ができない場合は、伯耆町役場本庁舎企画課において設計図書を縦覧できるものとする。

（入札参加資格の決定）

第6条 第3条で規定する資格について担当課で審査を行い、入札参加資格の有無について決定した時は、入札参加資格確認通知書を速やかに参加申請者に通知するものとする

（落札者の決定等）

第7条 入札執行者は、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、落札者と決定するものとする。

2 前項において、落札となるべき価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、伯耆町財務規則（平成17年伯耆町規則第43号）、伯耆町建設工事執行規則（平成17年伯耆町規則第50号）その他の規則の定めるところによる。